

1. 平成26年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成26年3月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦

国保白鳥病院
事務局 長

藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員

齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長

丸 井 秀 樹

議会事務局
議会総務課長
補 佐

河 合 保 隆

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には連日の出務、御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には11番 清水正照君、12番 上田謙市君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。
質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（清水敏夫君） それでは、6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） おはようございます。日本共産党の野田龍雄でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

質問は3点であります。そこに書いておきました3点ありますが、よろしく願いいたします。
まず、初めは社会保障制度の充実ということについてお伺いをします。主に介護保険制度の問題に絞ってお願いをします。

介護保険のサービスの削減が進められているというように思っております。平成27年度から第6期の介護保険計画が始まりますが、この要支援の利用者を介護保険から地方自治体の地域介護支援事業に移行をさせようとしている動きがあります。もう既に説明もこの前受けたわけですが、要支援認定を受けた人の訪問介護とデイサービスを介護保険の給付から外し、ボランティアなど市町村の事業に移すことになる。軽度のうちの介護予防で介護度の重症化を防ぐ大切な役割を切り捨てることとなります。また、その影響で、施設の職員の仕事が減ったり、介護職員の離職がふ

える心配もあります。こうしたことの影響をどう捉えているか。市としてこうした動きに対し、どのような対策を考えてみえるか、市長にお伺いをします。

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、御指摘のように、今回の消費税率の引き上げとともに、福祉のあり方というものがいろいろと検討されているわけでありまして、特に今御指摘の点は、昨年12月の5日に成立をいたしました、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改善の推進に関する法律という、いわばプログラム法という法律に基づきまして、今、具体論がいろいろと検討されておまして、ただいま御指摘の介護保険の制度の改正、変更につきましては、そういうプログラム法に基づきます具体的な法律として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律ということで、この明けて2月12日に国会に提出をされ、現在、審議中のものでございます。

そういう中に、今御指摘のございました、要支援の方々のそうした通所介護あるいは訪問介護といったようなものを、ねらいとしては地域の実情に即した、そうしたサービスができるようにというふうなことで、これまで行ってまいりました地域支援事業の中に移行をするということで、29年度末までに完全に移行するというふうなことで、今いろいろと詳細が詰められているというふうに承知をいたしております。

私どもも、この二つのサービスが今まで介護保険給付の中で全国一律のサービスとして行われていたものがこの地域支援事業というふうに移ってくるということの中で、いろいろ課題はあるというふうに思っております。積極的な面では、昨日でしたか、いろいろ地域でのミニデイサービスとか、いろんな形で地域としてもお互いに支え合う仕組みということで考えられるんじゃないかという提案があがっておりますが、そういう御意見もございます。そういう中で、また今、野田議員御指摘のような心配もあるということでもありますので、私ども市としては、これからいろいろとこれについてのガイドラインとか、いろんなものも示されてくるというふうに聞いておりますので、既存の介護の事業者の方々あるいは市内でそういうことであるならば取り組もうというふうに考えておられるNPOであるとか、ボランティアであるとか、民間企業であるとか、そういった方々と十分その協議をいたしまして、いろいろと心配のないような対応をしてみたいというふうに思っております。

いずれにしても、こういう制度、確かに私どももいろいろな懸念、課題があるというふうにも考えておりますが、しかし、かといって、何と申しますか、そういう今までの介護保険のサービスの単価とか、そういう形で一律でどうしてもやらなければならないというものばかりではなくて、実情に応じて、もう少し例えばコスト等も安くできれば、そのこと自身がまたその介護といいま

すか、そういうサービスを受ける方の負担も安くなるという問題もあるわけですし、ひいては介護保険の保険料というようなものに対する負担というものの軽減ということにもつながってくるので、やはり真剣に受けとめて向かい合ってまいりたいというふうに思っております。

(6 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） これは3月の初めごろですけど、中央の社保協——社会保障協議会ですね、推進協議会、が全国的なアンケートをとりとるんですね。これを見ますと、約3割を超える自治体がこれはできないという返事をしておるようです。可能というのもありまして、16.1%、それから判断がまだできないというのが40%ですけれども、今の段階ではそういうのは当然出てくるやろうと思います。理由もいろいろ出ておりますけれども、町単独では困難とか、財政的、人力的な理由から難しい、NPOやボランティアの受け皿が確保できない、その他いろいろ出ておりますけれども、先のことですので、こういうのを今言われたような地域の実情に合ったことでやっていこうと思うと、いろいろ問題はあるやろうというふうに私は思います。

そういった点で、今これから審議がされるんですけれども、やはり地域からもね、この問題、変更するんならよりいいものにしていく必要があるということで、地域の声を上げて変えていく必要があるというふうに私は思います。

そして、同時にもう一つ質問したいんですけれども。この介護保険自体もこういうように変わっていくんですが、同時に社会保障制度全般が一体改革の中で、例えば年金は既にことしも1%下げられたり、あと2年、少しずつ下がっていきますわね。ひょっとすると、受給する期間も68歳、70という話も出てますね。そういうように下げられる、あるいは介護保険料も引き上げられておりますね。それから、生活保護費の基準が決められて、ことしからもう少し引き下げられております。そのほか医療費の70歳から74歳までの1割負担が2割に、正規のものに戻すんだという言い方で上げられようとしておると。特にお年寄りにとっては大きな負担が集中的に、ここんところ出てくるんじゃないかということです。大変心配しとるんですね。

そういう心配、状況に対してね、市としてはそれをどう捉えるか。これはこの前も出たように、心配してるというお話でしたけれども、一層、これは12月議会でしたが、その後、国の動きも一段とそういう方向で強まってきておるというふうに私は思っていますので、そういうことに対してね、市民の暮らしを守る、福祉を充実するという立場からね、市としてはどのような姿勢で行かれるか。今、見守っていききたいということも言われましたけれども、それだけでなく、積極的に僕は地域の福祉を充実していく施策が必要ではないかというふうに思いますので、そういった点でのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今、野田議員がおっしゃいましたように、この4月からいよいよ消費税率も8%になると、目前にそういう負担がふえるという状況でございますが、片一方では福祉制度のあり方もいろいろ議論をされていて、そして今、第1問目ではそのほかのことには触れられませんでした、介護保険についても大きく言えば五つぐらいの見直しがありまして、その中の一つがいわゆる1割負担を2割負担にというような話は今言及されましたけれども、こういう形で、一面で税の負担を引き上げながら、またこういう保険制度のほうでも負担が上がるとか、いろんな国民、住民にとってはなかなか厳しい状況があるというふうに思います。

しかし、これは一つは、どこかでこういう社会福祉制度というものを維持をしていこうとすれば、何らかの形で税負担等あるいは保険料負担等というものを上げるか、あるいはサービスのいろんなあり方を見直すか、あるいはそういう保険のサービスのサービス受給に伴うそれぞれの受給者の負担の見直しをするかということを、やはりそれぞれバランスをとりながらやっていかざるを得ないという、いたし方のない面があろうかというふうに思っております。

しかし、そう言いながら、確かに市民生活を守るという意味では、私たちもこれからの推移を注意深く見守ってまいりたいと思いますが、市のとれる今の段階での対応とすれば、そうしたなかなか厳しい状況がこれから出てまいりますので、でき得る限り、市民の皆さんの困り事の相談とか、そういったようなことについては、社会福祉協議会が実施するいろんな相談事業であるとか、そういったもので、できるだけ皆さんのそういう具体的な事情についての御相談に乗ってまいりたいというふうに思っております。

また、当然、非常に生活上、所得が低くてお困りの方というような方々には、生活保護、そういったものの受給の御相談も受けてまいりたいというふうに思っております。

また、今回、生活保護法の改正に合わせまして、生活困窮者自立支援法というのが昨年12月に成立いたしました。これは、ただ施行は平成27年度からということでありまして、いろいろと生活にお困りの方々の自立相談支援事業であるとか、あるいは住居の確保の給付金を支給するとかといった、こういう制度が27年度から始めるということで、今詳細が詰められておりますので、こういうものも見守りながら、やはり本当に生活にお困りの方にはそういう意味でサポートの手を差し伸べてまいりたいというふうに思っております。

また、当然、今回、国の制度ではありますけれども、こういう消費税の税率の引き上げに伴いまして、今回、予算でも提案をされておりますけれども、住民税の均等割の非課税世帯に対する、いわゆる臨時福祉給付金というような形で1万円、あるいはそれに合わせて老齢年金の受給者には5,000円の加算とか、あるいはそうしたものをお受けにならない児童手当の所得制限額に満たない方々に対する子育て世帯の臨時特例給付金、子どもさんお一人について1万円と、こういうような国の制度ではあります給付金については、これを適切に給付をしてまいりたいというふうに思っており

ます。

また、今、生活保護のお話が出ましたが、確かにこの前、生活保護についてはいろんな地域における生活保護の基準の見直しであるとか、世帯規模による見直しであるとか、いろんなことで引下げられたということがありましたが、今回、しかしまた消費税率の引き上げに伴いまして、民間の消費支出の見通しとか、そういうものも勘案して、世帯としては2.9%の生活保護費の基準の引き上げがあるというふうに聞いております。こういうことで例えばでありますけれども、70歳代の単身の世帯の受給者ですと月額1,520円が引き上げになると、加算をされるというようなことでございまして、そういうそれなりの手だても講じられるというふうに聞いておりますので、そうした点をやはり市としても見守ってまいりたいというふうに思っております。

さらに、これはまだこれからの話のようでもありますけれども、来年の10月、仮に消費税率が10%に引き上げられる場合には、さらに年金生活者の給付金の支給が予定をされているというようなことで、年金受給者で所得が一定の基準以下の方に対しては月額5,000円を支給するというような考えも今あつて、検討されているというようなことでございますので、こうした国における措置というものも見守ってまいりたいというふうに思っております。

市独自としては、どういうことを考えてやっているかといいますと、いつも問題になります、特に国保の問題につきましては、被保険者の減少とか、いろいろ、片一方では疾病のまた増加とか、いろんなことがございますので、これまで3年間、一般会計から1億円ずつ国保の特別会計へ繰り入れていたものを、平成26年度も、額は少し減少しますが、7,500万円ほどを一般会計から繰り入れることによって、被保険者の負担を、保険料をそのままにして、国保会計の健全性を失わないようにというような措置もとっていかうとしているところでありますし、また、いろいろ子育て支援等につきましては、昨年度から始めました「がんばれ子育て応援事業」というようなことでの第3子以降の方々に対する支給、あるいは高校生の医療費の無料化についての措置、こうしたこともやってまいりたいというふうに思っておりますし、特に福祉の面におきましては、新年度、民間の2法人が計画しておりますグループホームの建設事業に対する助成であるとか、あるいは高齢者の福祉につきましては特別養護老人ホームの20床の増床と、こういったことに対する市の支援もしてまいるというようなことで、可能な限りの市の措置も講じてまいりたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) この前もね、大体そういうことをお聞きして、市としての一定の努力はされるというように期待をしておりますけれども、この国の施策も低所得者に対する手だてを少ししておりますけれども、それはあくまで繕いといいますか、本当に十分なものではないというように私は

思いますし、これ、どうしても皆さんが国の財政もえらいんやと、市の財政もえらいと、そういう中で、ある程度我慢せにやいかんというのがどうも皆さんの中にあるような気がするんですけれども。

この消費税が始まって、もう二十何年になるんですけど、その間、270兆円かな、280兆円ほど消費税は国民から徴収されとるんですね。ところが、大企業に対する減税は200兆円ほど、なっとるんですね。消費税でみんなが出したやつがほとんど、かなりの部分がそういうところに回っている。しかも、大企業は大きな内部留保を抱えて、これも270兆円ほどですね、それが使い道がないとかいう声も聞くんですけども、なっておる。これをもっと生かしていけば、十分、日本はね、経済的にはやっていける力を持っている。

ヨーロッパ諸国などを見ましてもね、十分そういう格好で企業からもちろんと保険料とか税金で取って、それを回して、ちゃんとやっているという現実がありますので、僕は、そういった点でもっと視野を広げて、何とか、これはもう袋小路だと、お互いに我慢するしかないのではなしに、まだ道はある。そして、もっと、これ、経済がうまくいけば、今アベノミクスと言っておりますけれども、どうもこれでは回ってこないようですけども、本当に庶民の働く人たちの賃金が上がったと、中小企業が十分働きに応じた利益が上がるようなら、経済は活性化して景気がよくなって、よくなれば税収も上がって、今のこの閉塞状態を変えていくことができると、その点について大いに研究していきたいと。きょう、時間がありませんので、言えませんが、そういうようなことをもっと目先も広げてやっていく必要があるのではないかと思いますので、それだけ指摘しておきます。

時間がありませんので、次へ行きたいと思います。

2番目は、教育委員会制度が今変えられようとしているということで、その問題についてお聞きいたします。

まず、その前に、この前もいじめの結果などが公表されたり、それから教師の勤務状態の問題が指摘されたりしております。そういう中で、郡上でのいじめとか、不登校とか、教師のたばこ、何度もお聞きをするんですが、本当に子どもたちが伸び伸びと一生懸命希望を持って学んでいくことが大事だというふうに思うんですが、それを阻害するというか、ブレーキをかけるような問題もないとは言えない。それをどの程度なのか、そういうことを踏まえて、これからの郡上の教育をよりよいものにしていく必要があると思いますので、まずとりあえず教育の現状について、この前、大まかなことはお聞きしましたもんで、もしもうちょっと、いい点があればいい、問題点もあれば、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、郡上市の教育の現状についてお答えをしたいと思いますけれども、全体としての印象ということで言えば、まずは順調に進んでいるというふうに思います。幾つか問題点を指摘するとしたら、一つは、まだ不登校児童生徒については、大幅に減少しているというような状況ではありません。具体的に申し上げますと、平成24年度の調査ですが、小学校が12人、中学校が19人、これはこの3年間ほど大体合計で30人ぐらいで推移をしております。

それから、以前もお尋ねになりました教師の多忙化ということですがけれども、これも平成25年の11月12日から15日までと18日までのその調査の結果ですが、大体その時間外勤務の状況ですがけれども、小学校で平日、平均1時間49分、それから中学校の平日で平均して2時間28分になっていまして、大体帰宅する時刻が平均をすると午後7時以降になるというのが小学校では1校、中学校では6校ですから、小学校はほぼ7時までには帰宅できている。ただし、中学校はまだ7時以降になっていると。それが8時以降になっているかどうかということについては、小学校はゼロですし、中学校も1校のみになりました。これは8時以降といっても8時4分ということになっておりますので、ほとんど8時ごろまでには大体平均して帰っていただくことができていると。ですから、行事の精選ですとか、あるいは会議の工夫ということによって、時間外勤務の時間については、大幅ではありませんけど、少しずつ改善されているとして見ていいんではないかなと思います。

ただ、そうは言っても、教師の仕事の本質というのは、やっぱり子どものためであり、地域のためということでもありますので、時間だけでどうこうということばかりは必ずしも言えないと。ですから、子どものためにということで時間が少し長くなるということも、これは十分あり得ることだと思いますが、これを多忙感というふうにならないようにするためには、先生方一人一人が見通しを持っていただいて、生きがいとか、やりがいを持って勤めていただくということが一番大事だろうというふうに思っております。

それから、こちらのほうへお尋ねをいただいた中に道德教育のことがございましたので、それについても少しお答えをさせていただきますけれども。道德教育につきましては、郡上の場合は全ての教育活動を通して道德教育を進めるということが基本になっておりますし、その中で道德の時間の指導ということについては、年間の35時間というのは確保されております。それから、資料も効果的に活用をしていただいているというふうに思います。

ですから、仮にこれが、道德が教科化されたとしても、時間的な問題として教職員に負担になるということはないだろうというふうに思っています。ただ、郡上市の場合は、もう少し道德の時間の指導法についてはまだまだその工夫の余地があるというふうに現在は捉えております。ですから、総体的には学力の状況も、それから生徒指導上の問題についても、大きな現在その問題を抱えているというような状況ではありません。

（6 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 全体としては順調に行っているというようなことですが、問題もあるので、その点についてはやっぱり私はよくそういう人ばかりに会うんかもしれんけど、困ったなという話を聞きますので、個々にはいろいろあるやろうと思います。同じ学校であっても、このクラスはどうもうまいかないし、このクラスは楽しいと言ってるとかありますからね、そういう場合も、やっぱり学校の中で力を合わせて、みんなでその負担感をどうしたら克服できるか考えて、よくなるようにしていただけるといいし、そういう開かれた学校というか、何でも相談できる学校にしていていただきたいなと思います。

そういう中で、今回、道徳も教科にするんだと、特別の教科にするんだというような話や、あるいは教育委員会を市長が主導する、そういう委員会にすると。最初の話ではね、教育委員会のそういう機能も変えて、首長の部局がある程度決定できるようにするという話まであったんですけども、それは小委員会の中で半分以上の人が、それはむちゃやと、今の状況はそんなことをしちゃだめなんだというような声もあって、そこまでは行かずに、こういう形で落ちついたんですが、同時に、教育長と教育委員長を新しい教育長というような形で一つにするとか、あるいは教育総合何ですか、教育施策会議、仮称ですけども、そういうものを置いて、重要な問題についてはそこで論議をするんやと。これは市長、首長も入り、一緒にやるというような、そういう会議のようですけども、そういうような形での教育の仕組みがね、変わってくるんじゃないかという心配がされております。

これまでも今の教育委員会というのは教育委員会独自に協議の中で進めてきた、それで僕は十分やってきておると思うし、これからもやっていけると思うんですけども、ほかの市や府県ではね、いろんな問題も起きていると。あるところでは、この間の学力テストに対して知事が、ええところだけ発表やと、校長の名前を公表するという話がありました。静岡やったかな。それから、大阪なんかでは、校長も民間から全部あれするんやというようなことで、十何人の校長さんを民間から採用したら、6人ほどがセクハラで問題になったり、2人は辞めたというようなことを聞きましたけれども、現場は大変な混乱なんですね。

そういうような政治的な圧力とか、それから政治的な中立を逸脱するようなことがあってはいけないというように思うので、今の制度は維持すべきであると私は考えております。そういう点について、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） まだ現在協議あるいは今後も審議が続いていくというふうに思っておりますが、中央教育審議会の答申の段階のみについて少し整理をさせていただきたいと思っておりますけれども。

教育委員会の位置づけと役割についてのみ、こういった二つの案が、いわば改革案と別案という形ですけれども、一つは地方公共団体、これは郡上市というふうにして御理解いただければいいと思いますけれども。市長の特別な附属機関として教育委員会を置き、教育委員会は公立学校の管理と教育に関する事項の審議を行う。それから、市長は、教育の大綱的な方針を策定する際には、教育委員会の議を経る。これは政治的中立性あるいは継続性、安定性を確保するという意味で、こうした文言が入っているというふうに思いますし、こうした改革案とは別案という形で、教育委員会を執行機関として存続させ、教育委員会は地域の教育のあるべき姿や基本方針などについて審議する、そして教育委員会は、市長と協議して教育に関する大綱的な方針について審議すると、こういうふうに案が示されていて、こうした今、案に基づいて、それぞれ協議が進んでいるというふうに私たちは理解しておりますけれども、こういった形でこの協議がまとまり、また法案になっていくのかということについては、注意深く見ていきたいというふうに思っておりますが。

郡上市の教育を今後進める上で、教育委員会制度が仮に変わっていくという方向の中で、どんなことに気をつけながら教育行政を進めていくかということですが、現在、郡上市の教育については、郡上市の教育計画に基づいて推進しております。その郡上市の教育計画といいますのは、平成18年に策定された教育計画を、来年度からになりますけれども、改訂版である郡上市教育振興基本計画ということで、これに基づいて学校教育と社会教育を進めると。

それで、学校教育に関しては、教育基本法、それから学校教育法、そして学習指導要領に基づいた教育が各学校で行われるように、市のほうで教育計画の指導の方針について毎年重点を示しております。この方針と重点につきましては、岐阜県教育委員会の教育ビジョンですとか、あるいは岐阜県教育委員会の方針と、それから重点に基づいていると思いますので、こうした前提をきちんと踏まえた上での教育を推進しております。

その中で、特に郡上市の教育に何が特色かということですが、昨日も少しふるさと教育について御質問がありましたが、学校教育につきましては、これは特に生命の尊重と人権の尊重というのを基盤にしておりまして、そしてその生きる力の基礎となる学力、それから目標に向かって努力する強い意思や態度、そして思いやりの心や、ともに生きる社会を築く行動力、それから、ふるさとへの誇りや愛情などを育てること、こうしたことを重点目標にしておりまして、ふるさと教育については「郡上学」に象徴されるように、自然とか歴史とか文化とか、あるいは伝統芸能などを体験を通して学ぶという意味での特色のある教育を進めております。

それから、社会教育につきましては、生涯学習を通じた地域づくりということに重点を置いておりますので、公民館活動ですとか、あるいは文化財の保存保護、そして活用、こうしたことによって、できるだけ市民の皆さんにも誇りを持っていただきたいと。同時に健康づくりということでは、一市民一スポーツというように、スポーツについても力を入れているということです。

そこで、特にこうした特色ある郡上市の教育を進めるということを前提にしますと、やはりその願いは郡上市の子どもたちがこれからも幸せであってほしいということですので、郡上市の特色ある教育を進めることができるように、そして岐阜県の特色ある教育を進めることができるような、そういった制度であってほしいし、運用であってほしいというふうに私たちは願っておりますので、改革の方向については注意深く見守っていきたいというふうに考えております。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) まことに時間がなくて申しわけない。もうちょっとお聞きしたいこともあるんですけども。またね、今いろんな大きな国の動きがあるけれども、その中でやっぱり郡上は郡上の教育をね、みんな大事にしていきたいというお話であったというように思います。

3番目の財政の問題について触れたいと思います。

時間がないのでまことに申しわけありませんが、端的にお答えをいただきたいと思いますし、私も、これは前にも同じような質問をしておりますので、できたらちょっと一歩でも踏み込んでいけるとええというように思っております。

財政の問題点については、いろいろ指摘されておりますし、市長としても何とかしたいという意思表示されておりますし、この今回の議会の中でもそういう話がありましたので、大体はお聞きしておるということで、ここでは、どこに問題があるか、認識はどうかと言っておりますけれども、今これ例えば近隣の市と比べてみますと、例えば人件費なんかは、郡上市は、これは23年度決算、23年度でないと、ほかのところと比べられなかったもんですから、本当は最新のやれるといいんですが、郡上市は14.9です。下呂は18.9、高山は15.5というように、ここら辺の似たようなところを探しまして、あれしたんですが、これについては、またお話があるんじゃないかと思えますけれども、私、人件費は決して高くないというように、これは見えるんですね。

そうすると、今、一生懸命何とかして職員の数も減らしていこうというようにして努力してみえますけれども、何とかやっていけるんじゃないかしらんということをひとつ思うんですよ。そういう一つの資料として、これを見ていただきたいし、同時に福祉がいつも言うように、扶助費がちょっと低くてね、建設費のほうが高いと。これも全部比べてみたんですけども、そういう地域によつての違いはあるけれども、何とかこれやっていけるんじゃないか。しかも、ことしもこの中で残高も減らしてきたという話がしてありますけれども、私は、ことし、この前の予算委員会するとき、お聞きすると、大体実質公債費比率が16%前後というのを聞きしたんですね。そうすると、ことし、26年度末にはもうちょっと改善されていくというふうに思いますので、その点も含めて、ちょっと時間がないので申しわけありませんけれども、よろしくお願いします。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市の財政をどう考えるかということでありますけども、ちょっと時間がないので、また一度資料等も御提供して説明をさせていただきたいと思いますが、この財政構造がどうかというのは、何といたしますか、予算の例えば歳出全体の中のそれぞれの人件費であるとか、あるいは扶助費が占める比率が他市と比べてどうかということで議論するという方法もあります。あるいは、また市民1人当たりのそういう経費がどうかというふうに比べるものもあるので、例えば人件費ですけれども、確かに郡上市の人件費は、歳出の中に占める比率は著しく高いということではありません。それは一つには、郡上市の財政規模が非常に大きいですから、分母が大きいから逆にということで、むしろだから例えば市民1人当たりの人件費負担はどうかというふうにしてみますと、例えば平成26年度の各市の予算の中で比べますと、高いほうから2番目ということになります。

それから、例えば扶助費ですが、よく野田議員が問題にされます扶助費ですけども、これもいろんな要因があるもんですから、例えば郡上市のその予算全体に占める扶助費の割合というと低いじゃないかと、こう言われるかもしれませんが、扶助費というのは非常に福祉に関連することですので、市民の数で割ってみますと、例えばこの扶助費については、岐阜市なんかは非常に生活保護なんかの基準が高いもんですから、非常に1人当たりになると高くなりますけれども、扶助費なんかも、何といたしますか、歳出構造の中に占める割合は非常に低くなりますけれども、市民1人当たりの扶助費ということで、この平成26年度の21市の予算を見てみますと、岐阜市、大垣市、高山市、羽島市に次いで郡上市は高いというような形で、決して郡上市の福祉がですね、非常に歳出構造の中で比率が低いから、低いということではないというふうに思います。

またこの辺はぜひまた吟味していただく資料等も御提供しながら、一緒に考えてまいりたいというふうに思いますが、いずれにしろ郡上市、これからもまだ少し胸突き八丁というような時期になりますので、慎重に財政運営をしていきたいと思っておりますが、この前から議論しております、若干、合併市町村に対する交付税等の算定の見直しというようなこともありますので、そういうものの行く末をしっかりと見直ししながら、見定めながら、今持っております財政フレーム等についても、例えばこの夏ぐらいに、新しいそういう合併算定がえ等に対する改善措置なんかが見通しがついたところで、もう一遍また財政フレーム等も見直しながら、先ほど御指摘のあったような、じゃ、職員の数はどうするかとか、いろんな財政運営上の観点からも、またよく検討してまいりたいというふうに思います。

○6番（野田龍雄君） 26年度推定値はまだ。

○議長（清水敏夫君） 時間が来ておりますので、また次回にしてください。

○市長（日置敏明君） 26年度の恐らく実質公債費比率は、16%台ぐらいのところを前後するのではないかというふうに思っております。

○6番（野田龍雄君） わかりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で、野田龍雄君の質問を終了いたします。

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。今回の最後の質問者となりましたが、時間のある限り、ひとつよろしく願いいたします。

まず、最初の質問であります。郡上市の森林行政ということで、継続的な森林雇用をお願いしたいというようなことを考えまして、質問をいたします。

郡上市の森林行政は、ことしから事業が開始される予定の、日本でも1、2を競うと言われる最大手の中国木材が白鳥町に進出され、私たちも非常に大きな期待をしているところであります。しかし、そこで考えられることは、中国木材が幾ら大手であっても、特別に郡上市の材木を高価な値段で買い取ってくれるわけではないと思います。

それでは、どうすればよいのか。これには、材木の伐採や搬入経費を少しでも安くできるように、納入業者の組合をつくり、連携を保ちながら中国木材へ搬入することが木材の株代を生み出すことにもつながることであり、組合のための組合でなく、郡上市内には木材を伐採して市場へ搬出する個人的な業者が必ずいるはずです。ですから、そういう個人的な業者を集めた組合をつくっていただきたい。このことは、中国木材の本社を視察したときに、社長みずから明言されたことであります。

このことについては、以前にも質問しましたが、木材を搬入する組合は、私が知るところでは、森林組合とか県森連とか、そのほかにもあるようですが、これでは組合のための組合であって、これでは市民が期待をしているような山林を伐採して木材収入を得ることは、ほど遠いのではないかと。郡上市は、なぜ零細でも森林の技術を持つ森林業者を集めて組合をつくる指導をしないのか。私の知る限りでは、ある森林に携わる零細業者に聞いてみましたが、そんな話は聞いたことがないと、我々は組合に押されて、ますます事業が乏しくなるのではないかと、期待とは逆の返事が返ってきました。

また、民間の山林所有者に話を聞くと、どうしても資金の必要に迫られ、自分の所有する山林の立木を売却して資金をつくらうと思い、ある大手の組合業者に依頼をしたところ、搬出に経費がかかるので山林の株代は少ししか払えないと言われ、がっかりしたと。困った末に、森林を伐採して搬出を専門に業としておられる零細なグループに直接お願いをしたところ、快く引

き受けていただき、何とか資金ができたわいと、喜んで話をされました。

そこで、考えられることは、中国木材の企業誘致は何を物語っているのであるか。単に、木材の流通が激しくなり、市場が繁栄して、林業の市況がよくなると思ったら、それは大きな目算違いではないでしょうか。それには、まず山林を所有している地主が商売の資金づくりに中国木材の進出を待って、このときこそはと待ち構えている山林所有者が多く、私が見受けしておる中では、おられます。ふたを開けてみれば、木材の搬出に経費がかかるから株代が少ししか払えないでは、これでは以前と少しも変わらないではないか、そうきたら、もはや伐期の来た山林の所有者も簡単には売却をしなくなると。せつかくの中国木材の進出によって期待をされた森林施策も低迷をきわめることになり、それでもまあよいのか。だからこそ、中国木材の社長が言われるがごとく、山林から木材の搬出にできるだけ経費のかからない、いわゆる山仕事を業としている技術者だけの組合をつくるべきではないか。

このことについて、私は、山仕事を業としているグループで、数名のグループに聞いてみました。その結果は、「我々のグループには何の関係もないことで、話もない。聞くところによると、県外から専門の業者が入り込むといううわさもある」とのことで、それを聞いて、これは何のための行政なのか、疑わざるを得ません。もう一度原点に返って、よく考えるべきです。

以上、述べてきたことを鑑み、次のことを質問をいたします。質問の1番として、長良川木材事業協同組合が設立されて、木材の受け入れは全て組合が受け持つとのことですが、民間の木材業者はどのような手順をしたら搬入することができるのか、または、できないのか、まずその点をひとつお願いします。

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えさせていただきます。

製材工場の安定的な稼働のためには、年間を通じて毎月安定的な原木供給が絶対的に必要であるといったことから、長良川木材事業協同組合の組合員である郡上森林組合とか、岐阜県森林組合連合会だけではなくて、取引を希望する市内のあらゆる素材生産事業体から原木を受け入れる予定でございます。

どういった方法で受け入れるかということにつきましては、今後いろいろと相談をしていくということになると思いますけれども、少なくともそういった森林組合とか県森連だけではない、一般の業者からも受け入れると言われておりますので、そういった方向になるというふうに思っております。

また、この長良川木材事業協同組合、この組合自体は中国木材が中心となって、県森連とか森林組合とか7者で組織される組合でございますけれども、この組合がこの製材工場を運営していくと

いう形になりますけども、ここでは、郡上は冬期はやっぱり木材がなかなか入らないということがありますので、こういったときには市外からの調達ということも考えられておるようでございます。以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、2番目の質問として、去年の一般質問で部長は一般の業者にも指導をしていくと言われました。今もそのようなことを考えておると言われましたが、今までにどのような呼びかけをされてきましたか、また指導をされてきましたか、その点について質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきます。

平成25年度は市単独事業の原木安定供給体制整備事業、こういった事業の予算を活用いたしまして、中国木材等の大型製材工場が既に立地しておる九州地域で、既存の製材工場とか、素材生産事業体、流通業者がどのような影響を受けているか等々の勉強会を、市内の全ての生産事業体、流通事業体に御案内をいたしまして、2回ほど開催をいたしております。

去年の11月には、宮崎県の素材生産事業体であります松岡林産をお招きをいたしました。このときは素材生産事業体32名を含む55名が参加をされております。また、12月には、九州大学の遠藤教授をお招きをいたしまして、このときは素材生産事業体25名を含む81名が参加されております。また、宮崎県の加工事業体であります岸本木材店からも聞き取りの調査をしておるところでございます。

九州地域の素材生産事業体からは、安定的に原木を引き取っていただけるので安心して増産できるとか、あるいは同じく加工業者さんからは、素材生産量が増加することで必要な原木を選択しやすくなったと、こういったような意見をいただいております。九州地域では大型製材工場の立地をビジネスチャンスと捉えられて、積極的に取り組んでおられるといったことを学びました。

また、市内の素材生産事業体とか流通業者さんに対しましては、新しい製材工場の立地の計画であるとか、加工の計画、それから集荷の計画等に関する説明会をこれまでも3回行ってまいりました。11月の25日に、市内の素材生産事業体に対して工場の立地計画を説明をいたしました。このときは素材生産事業体32名を含む55名が参加をされました。1月の31日には、県内全ての流通業事業体に対して加工計画、集荷計画を説明をいたしました。このときは素材生産事業体17名を含む27名が参加をされました。それから、2月の28日の日には、市内の素材生産事業体に加工計画、集荷計画を説明をしております。このときは素材生産事業体25名を含む32名が参加されました。

このようにですね、市で把握できるこの市内の素材生産事業体さんには全て御案内をさせていた

だいたつもりでございますけども、もし議員おっしゃいますように、「私のところには案内がない」といった御意見がある事業体さんがお見えでしたら、ぜひとも私どもに教えていただきまして、今後またそういった方も御案内をさせていただくということになると思いますので、ぜひとも教えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、3番目の質問ですが、長良川木材事業協同組合だけでは、組合のための組合であって、山林所有者にとっては木材収入が何ら現況と変わらなければ、販売しなくなる。そうすると、木材の流通が低迷して、雇用にまで影響して、全てが滞ってくる。このことは単なる企業誘致だけではありません。戦後、国の方針によって植林を奨励され、苦勞して数十年をかけてここまで育て上げ、今、伐期を迎えている山林所有者にとっては、重大な節目であります。組合が利益を吸収するだけのトンネル組合にならないように、そういった指導をしていただきたい。これらのことについて、どのように考えておられるのかを質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 製材工場の必要とする原木の規格、数量等の情報を共有しまして、市内の素材生産事業体が同一の規格で安定的に木材を出材するとともに、災害に配慮した森林施業をするとともに、木材の持続的な生産をしていくための調整技術研修をする組織といたしまして、2月の28日に、これも私どもで把握できる限りの素材生産にかかわる皆さんに、42者ございますけれども、42者を把握しておりますけれども、お声がけをいたしまして、そのうち23者が参加をいたしまして、素材生産技術協議会といった組織を設立をいたしております。

こういった組織については、先ほど議員もおっしゃっておりましたけれども、こういった団体をつくってやったほうがいいんじゃないかというお話でございますけども、そういった団体をつくったところでございます。今のところは、この23者が参加しておるということでございますけれども、この組織への参加については、これからも随時受け入れさせていただきますので、もし「私もこういったところに入って、一緒にやりたい」という方がございましたら、ぜひまた教えていただきたいというふうに思います。市としては、この組織を支援しながら、随時、採材とか造林の研修であったり、仕分けとか検知といったことの研修も実施する中で、市の森林資源の持続的な育成と原木の安定供給に取り組んでいきたいというふうに思っております。

先ほども議員言われておりますけれども、これまで長年木を育ててこられた方にとっては、近くに木材を買ってくれるところがあるといったことでございまして、こうなりますと、運賃だけでもかなりの額が、遠くへ持っていくよりは有利になるといったことがございます。これまで以上に、山主の方にお返しができるところが出てくるんじゃないかというふうに考えておりますので、そう

いうふうになるようにいろいろと指導をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。独立行政法人であります森林総合研究所森林農地整備センターについてですが、その分収造林事業の受託についてということですが、ずっと以前は森林公団という名前から始まって、ずっと名前が変わってきて、今はこういうややこしい名前になっておりますけれども、国政は政治が変わると、こんなにまで地方の末端にまで森林事業が制限されてくるものかということ、これでもかというほど今までに思い知らされてきました。

それは、我々白鳥の財産区においてのことではありますが、前政党の政権担当時期は、公団の分収造林地の保育間伐の施業費が全くゼロで、お手上げでしたが、現在の政党に政権が交代してからは、除伐、間伐などの予算が徐々につくようになり、森林作業班の事業もできて、それなりに潤っております。また、26年度の事業については、官行造林地伐採跡地の新植に、私ども、24町歩という広大な大型契約を締結することになりました。これには私も本当にうれしい悲鳴であります。これは何もしないでできたわけではありません。それには官行造林地を分収伐採した後、数年にわたって新植の要望活動を重ねてまいりましたが、それには現日置市長が岐阜県の水源林造林推進協議会の会長でもあられ、また全国の水源林造林協議会連合会の理事でもあられますので、その節には一方ならぬ御尽力を賜りました。この席をおかりして厚く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、平成26年の林野庁予算概算要求を見ますところ、水源林造成事業予算は、閣議了解で前年度予算の100分の90の範囲内で要求すると定められた厳しい状況の中で、258億円と、対前年度比109%の予算要求がなされており、さらに復旧、復興対策費として別途8億円が要求されております。この概算要求は、取り巻く厳しい状況の中で、今後予想される財務省の厳しい査定を勘案し、要求枠を死守としたものとなっており、林野庁の特段の御理解と御配慮をいただいた結果であるとされております。今年度の国会において、この予算は間違いなく可決される見通しとなっております。そうすると、地方への新年度予算配分が始まりますので、我々財産区の官行造林地伐採跡地、白鳥の財産区ですが、24町歩の新植契約へどれだけ予算が配分されるのか、大きな期待をしているところであります。

さて、これからは郡上市の市有林についてであります。市には面積の大きなものだけでも大和地内の元郡有林から、石徹白の市有林、内ヶ谷の市へ寄附を受けた山林、その他、八幡町や美並町など、広大な面積を持つ市有林があります。これらの山林は、今こそ国の森林施策事業の波に乗っ

て大々的に見直す必要があるのではないか、そのようなことを思い、次の質問をします。

市有林の25年度事業実績について質問をいたします。それは施業の場所と面積、事業費、財源、事業の財源ですね、それから次に分収造林地と自力等の別、県の補助事業などですね、それに事業種別、新植、伐採、間伐——除伐、間伐、伐採ですね、収入はどれぐらいあったか、経費は別として総収入ですね、施業業者は組合か、それとも森林業を業とするグループに頼まれたか、その辺の別をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 市有林の25年度の事業実績の御質問でございます。回答はちょっと前後しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、平成25年度の方収造林においては、要望はしておりましたが、優先度の関係で事業は不採択になったということで、事業実施は分収造林事業においてはできなかったという状況でございます。

また、県の補助事業の関係でございます。これは基金事業として、清流の国ぎふ森林・環境基金事業がございます。その中で環境保全林事業ということで間伐を実施してございます。ここにおいては、全て県費、10分の10ということでございます。それで、場所は八幡町の字有坂で、面積が23.16ヘクタールでございます。間伐でございます。また、事業費においては422万6,277円と。また、もう1カ所、八幡の那比の二間手でございます。面積において20.19ヘクタールでございます。事業費において367万5,000円でございます。全て切り捨て間伐のために、事業収入はございません。また、どこの業者ということでございますが、有坂においては郡上森林組合でございます。また、八幡町の那比の二間手においては、明方愛林による施業を実施してございます。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

次に、26年度の事業について質問します。分収造林地について、継続事業地の予算、予定は、また面積はあるのかということと、2番目に、県の補助事業予定地はあるのか、それも面積は、それから新規分収造林など要望活動を行ってきたが、あればその成果はということで、それだけ質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 26年度事業でございますが、まず分収造林事業でございます。ここにおいては白鳥町の水後山でございます。ここで除伐を10.8ヘクタール——18ヘクタールでございます。また、裾枝払いを10ヘクタール要望してございます。まだ、予算的には内定はまだ来ておりません。

特にここにおいては、内定していただけるように要望活動は続けていきたいと考えてございます。

それと、県の事業でございますが、ここでは同じく清流の国ぎふ森林・環境基金事業において10分の10の事業ですが、環境保全林整備事業でございます。大和町の内ヶ谷で間伐でございますが、60ヘクタールほど予定してございます。

それと、分収造林において新規契約の要望活動を行っているかということでございますが、新規の要望活動は今現状は行ってございません。分収林等は、特にここでは森林所有者と、また造林保育を行う者と、費用負担者の三者、または二者が分収契約を結び、造林と保育した後、伐採を行うと、その収益を分け合うという中でございます。市有林において、今検討はしておりますが、適地がなく、今その要望活動は行っていないという状況でございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、3番目の質問ですが、森林に携わる労働者、作業班、グループ等の年間を通じて雇用を考えた郡上市なりの森林施業計画はしているのか。昔から言われる「山仕事の人たち」と呼ばれるグループの人たちは、国や県の補助事業の仕事が出ると一斉に忙しくなり、寝る間もないくらい朝早くから日が暮れるまで働いて、それが終わると後は何にもない、県外へ出稼ぎに行かなければならないのが現状のようです。

しからば、今度、中国木材が進出されて、それで仕事がどんとふえるのではないかと思ったら、見当違いで、森林を所有している地主が木材を売却しなければ成り立たない。だからこそ零細業者の組合を郡上市が指導して立ち上がらせなければ、雇用と繁栄にはつながらない。だからこそ私は、広大な市有林を持つ郡上市から見本を示して、計画的な山林の施業を示し、作業を継続させる必要があると思います。このことについて、毎年継続的な作業量が出るよう計画を立てて山林の施業を実施すべきであると。

以上、述べたことについて、市の計画、これからどのようにされるのか、特に今政権が交代して、そういった山林関係にも予算が大変つくようになりましたので、そういったことも勘案しながら、市の計画を示していただきたい。

以上、質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 市有林の今後の市の計画は、ということでございます。

まず、市有林は約1,650ヘクタールほどございます。そこで今、現状では森林経営計画のもと間伐の施業を実施しておるという中で、やはり健全な森林整備に努めておる状況でございます。

それで、市有林の現状でございます。市有林全体では、今現状では戦後植林された針葉樹ですね、これがかなり大きく成長しておるということで、今までの保育主体の施業から、やはり材の搬出と

というような形の時期を迎えておるのが現状ではなかろうかなということでございます。その中で、市有林は、特に里山から離れたようなところに点在しておるという中で、やはり路網の整備も必要ではないかということが課題としてございます。

また、分収造林については、特に契約期間が通常60年程度のものが、今は100年に変更されつつあるということでございます。やはり100年の長伐期施業によって大径木をとっていくという中で、択伐等を行っていくと。50年物とか60年物等の択伐を行いながら、順次施業を進めていくという方針でございます。

やはりこれらのいろいろな問題がございますので、この解決をするために、やはり市有林においても再生可能な林業を目指す、目指して計画的な森林管理を実施していくという中で、やはり平成26年度に内部でも立ち上げる市有林の管理会議等で検討していきたいというふうに考えてございます。

それと、計画でございますが、新市建設計画にもございますが、5年間での計画の中で、やはり間伐、除伐、また路網の整備等々を行っていききたいという計画でございます。その中で5年間で約200ヘクタールから260ヘクタールぐらいの施業も計画的に進めていききたいということで、健全な森林整備に努めてはいきたいというふうに考えてございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

郡上市の森林行政ということは、本当に山ばっかりの市ですので、何ととっても郡上市が生き残るには、長く生き残って皆さんの生活がどれだけでも裕福になれるようにということは、やはり農林業、これを除いてはほかにはないと思います。公共事業も、土木関係もあっても、一時的にはどんとあって景気が上がっても、終わると後はしょぼんとしてしまうようなことから、やはり継続的な郡上の経済を保つには何ととっても農林業が、これをしっかりやらなければ郡上は成り立たないということを私は強く感じておりますので。

特に今、中国木材さんが進出されて、市民の期待しておるころは非常に大きい。どんな小さな買い物にちょこっと出ましても、必ず中国木材さんの話が出ると、そういった現状であります。どうかこの市民の期待に外れないように、その辺のかじ取りをぐあいよくやっていただきたいと、そういうことをお願いしまして、私の質問をこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） これで本日の予定は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

(午前10時50分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 清 水 正 照

郡上市議会議員 上 田 謙 市

